

調書(決定)

事件の表示 平成 21 年(行ヒ)第 226 号

決定日 平成 23 年 1 月 25 日

裁判所 最高裁判所第三小法廷

当事者等 別紙当事者目録記載のとおり

原判決の表示 東京高等裁判所平成 20 年(行コ)第 303 号(平成 21 年 3 月 25 日判決)

裁判官全員一致の意見で, 次のとおり決定。

第 1 主文

本件を上告審として受理する。

第 2 理由

本件申立ての理由によれば, 本件は, 民訴法 318 条 1 項の事件に当たる。

平成 23 年 1 月 25 日

最高裁判所第三小法廷

当事者目録

申立人 国

処分行政庁 中央労働委員会

同参加人 日本音楽家ユニオン

相手方 財団法人新国立劇場運営財団